

## 第16回 真室川町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年9月25日(水) 午前9時00分～午前9時25分

2. 場 所 真室川町役場庁舎 3階会議室 301・302

3. 議 事

- ・議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第40号 「農地」に該当しない旨の判断について

4. 出席者等(敬称略)

(1) 出席委員

梁瀬 裕	庄司 稔	高橋慎知子	新田祥子
阿部邦之	園部義和	沼澤一夫	佐藤慎一

(2) 欠席委員

高橋 充

(3) 傍聴農地利用最適化推進委員

齋藤 功	小松栄富	齋藤賢人
------	------	------

(4) 事務局出席者

事務局長	斉藤克智
事務局主事補	池田梨央
会計年度任用職員	齊藤瑠依

5. 議事録署名委員

高橋慎知子	阿部邦之
-------	------

事務局長	おはようございます。第16回真室川町農業委員会総会を始めます。それでは会長よりご挨拶をいただきまして、議事の進行をお願いいたします。
会 長	おはようございます。それでは第16回真室川町農業委員会総会を始めます。3番の事務報告をお願いします。
事務局長	<b>【事務局説明】</b>
会 長	はい。ありがとうございます。次に4番の議事録署名委員は3番委員と6番委員をお願い致します。それでは、5番の議事に入ります。議案第39号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願い致します。
事務局長	<b>【事務局説明】</b>
会 長	ありがとうございます。私から一つお伺いしたいのですが、令和3年度に許可を出したところが未登記のままになっていたようですが、以前の許可証に期限はないのですか。
事務局長	はい。調べたのですが、期限は無いようです。 事務局としては、まず初めに令和3年度に許可した分を法務局で登記申請するよう伝え、法務局に行ってもらいました。しかし法務局では、まだ今回所有権移転したい農地が残っているのであれば、併せて申請して一回で済ませるよう指導あったようです。
会 長	はい。わかりました。皆さんから他にありませんか。
各 委 員	ありません。
会 長	それでは、議案第39号は決定させていただきます。続きまして、議案40号「農地」に該当しない旨の判断について、説明をお願いします。
事務局長	<b>【事務局説明】</b>
会 長	ありがとうございます。現地確認はどうでしたか。

8番委員	<p>はい。受付番号1番と2番の農地について、9月9日に6番委員と●●委員と一緒に農地パトロールで確認してきました。昭和50年災害の時に水路が壊れて耕作できない状態になったようです。50年程経過しているので、樹木もかなり太くなっていました。20～30年前に一度、この農地でアスパラ栽培を計画していた農業者がおりましたが、亡くなってしまったことで、結果的に現在は畑にもできない原野状態になりました。今後も農地への復元は困難だと3人同一の見解です。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。受付番号3番4番の現地確認はどうでしたか。</p>
9番委員	<p>はい。9月2日に7番委員と●●委員と一緒に農地パトロールで確認してきました。受付番号3番の農地は、昨年も確認に行った場所です。昨年同様に柳が生えており、復元は困難だと思いました。受付番号4番の農地は、ススキがかなり生い茂り、何十年も前から放棄されていた農地だということがわかります。農地への復元は困難であるという結論に3人一致で至りましたが、もしこの地域で基盤整備の意向があれば、支障がでるのではないかと思います。もう一度、申請者に非農地にすることに関して確認した方が良いと思います。申請者に確認する事に関しては、一緒に現地確認に行った2人の意見も確認しなくてはいけないと思っています。この地区で基盤整備の話が出たこともありますが、申請はされていません。確認の上で、改めて非農地申請した方が良いのではないかと思います。</p>
会 長	<p>はい。ありがとうございます。現地確認の状況を聞いて、皆さんからご意見やご質問はありませんか。 受付番号4番については、事務局では今後どのように動く予定ですか。</p>
事務局主事補	<p>はい。申請者に何度か電話連絡しているのですが、つながらないため意向確認できずに今日に至っております。9番委員が申請者とお会いする機会があるとのことでしたので、一度お話ししていただき、そのお話を受けて対応を考えたいと思います。</p>
会 長	<p>はい。わかりました。では9番委員、事務局から要請がありましたので、よろしく願います。</p>
9番委員	<p>はい。申請者とはよく会うので、話はすぐ出来ると思います。質問ですが、受付番号4番の農地が原野であることで、仮に基盤整備をした際</p>

	に支障をきたすでしょうか。また、一度この非農地の申請を取り下げると再申請は困難ですか。
事務局長	原野であっても、換地する際に農道の一部や、畑にすることは可能です。
9番委員	では、非農地にしても基盤整備には問題はないですね。
事務局長	はい。
2番委員	売買の可能性はないですか。
事務局主事補	そこまでは確認しておりませんでした。
9番委員	原野でも基盤整備は出来るようなので、この件で申請者と話しはしなくても良いですか。
会 長	この機会に意向確認はしてみても良いと思います。
9番委員	わかりました。
会 長	皆さんから他にご意見やご質問はございませんか。
各 委 員	ありません。
会 長	それでは議案第40号は決定させていただきます。 これで第16回の総会を終了します。ありがとうございました。

議 事 録 署 名 人

会長

印

---

委員

印

---

委員

印

---